

中農政第112号の
令和7年12月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津川市長 小栗 仁志

市町村名 (市町村コード)	中津川市 (21206)
地域名 (地域内農業集落名)	福岡地域 (大上・中上一・中上二・西組・知原・下組・木積沢・若山・野尻・小池・上之平・植苗木・長根・中組・夏焼・田之尻・松尾・高之巣・八布施・柏原・新田・本郷上・本郷下・見佐島・馬場・馬場上・東組・曙・田代・芝ヶ瀬・向田瀬・大萱・下田瀬・上田瀬・宮脇・矢平・田瀬坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月11日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域で中心となって集積している4農事組合法人が土地利用型農業を展開しているが、法人の拠点から離れた農地や、狭小で不整形な農地を今後どうしていくか検討する必要がある。
 - ・酪農、繁殖、肥育等の畜産業が盛んで、飼料用作物の栽培が行われている。
 - ・高齢化による農地の維持管理に限界を感じている農家が多いため、中間管理機構等に集約を斡旋する必要がある。
 - ・既に良好な農地は担い手が集積しており、残された農地は狭小で不整形であるため大型機械での作業が困難なところが多い。
 - ・有害鳥獣対策のための防止柵の設置を進めているが、被害の完全な防止には至っていない。
 - ・水田活用の直接支払交付金の交付要件が見直されたことに伴い、交付対象外となる水が張れない水田の活用方法の検討が必要である。
- ※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域内の農業を担う者に優先的に農地の集約を進めるとともに、スマート農業を推進し、効率的な農業の実現を目指す。
- ・作物の生産は水稻、麦等の土地利用型作物を主体とし、自立可能な生産体制の確立を目指していく。
- ・畜産業における飼料高騰の影響を抑制するため、飼料作物の生産を推進し、自給飼料の確保を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	550.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	526.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・区域内の農用地等面積について、数値に誤りがあり修正すること、及び、それに伴い、現状及び将来の目標とする集積率を修正することを確認した。
- ・以下の農地において、農業以外の利用に供するため、地域計画区域外とすることに、農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

①福岡字細ヶ谷1786-83	517m ²
②福岡字細ヶ谷1786-217	9.22m ²
③福岡字田之尻1842-19	3,914m ² のうち、361.07m ²
④福岡字山ノ田3399	3,619m ² のうち、482.20m ²
⑤高山字西知原1254-1	734m ² のうち、45.89m ²
⑥高山字西知原1263-2	545m ²
- ・地域内の農業を担う者のうち、1名の名称を変更するとともに、目標面積を修正することを確認した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構を活用し、地域内の農業を担う者に対する集積、集団化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・経営農地の集団化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
- ・地域内の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて地域内の農業を担う者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・耕作を担う経営体の作業効率を向上させるために、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと協力し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

- ・既存の受託組織や担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①農地所有者、耕作者、地域内の農業を担う者など地域全体で侵入防止柵設置や捕獲体制の構築など、地域一体となった鳥獣害対策に取り組む。
- ③作業の省力化、効率化に向けて、スマート農業機械の導入や活用を推進していく。
- ⑦可能な限り中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理を継続して取り組む。